



平成30年12月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 里村美喜夫 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

大い  
きり  
ばたけ  
通信

## 遺言の方式緩和施行近づく！

いよいよ平成最後の年末です。年明けすぐの平成31年1月13日から、遺言に関する民法が一部改正されます。「自筆証書遺言」の方式が緩和され、より作成・修正しやすくなります。

今回はこの改正について、ご紹介をします。



待ちに待った改正法の施行！嬉しいなあ。



きりちゃん(の中の人)は、遺言書を書くのが好きなんだよね。



環境や家族構成に変化があったら書きなおしているよ。お正月に書くのが恒例で、「きりばたけ」でも何度も紹介させていただきました！



いつも「自筆証書遺言」で書いているんだよね。まずは現在の「自筆証書遺言」の様式を復習しよう。①全文自分で手書きする②日付を書く③名前を書いて判子を押す が最低限のルールだったね。これだと、やはり大変だったかい？



まず、全文手書き、というところはなかなかハードルが高い。次に、財産の内容の書き方について間違ってしまったら使えない場合もあるので、一般の人はどう書いていいかわからないという面もあったんじゃないかな。



そこで、今回の改正ではそのようなデメリットに対応するために「財産目録」だけは手書きではなくてもよく、ワープロ打ちなどでもよくなった。その財産に数字などを振っておいて、「1の財産は誰に、2の財産は誰に」ってところを手書きで書けばよくなる。



これは本当に楽になる。大抵書き間違えるのは財産目録なので、すぐに直せるのは嬉しい。この財産目録は、通帳や不動産の登記簿謄本(全部事項証明書)などをコピーして使うことも出来るので、これだと間違えないよね。



しかし、もともと手書きでなければならなかったのは、他人が勝手につくったり出来ないようにという目的もあったので、財産目録だけ勝手に差し替えられないように、そのコピーやワープロ打ちした財産目録のページ1枚1枚に自分の名前を「手書き」で書いて、判子を押さなくてはならないので、ここは注意。



手書きじゃないページには、名前書いて判子ね！さっそくバリバリ書くぞ！(裏面参照)



書き上げて判子押すのは1月13日以降にしてね。



この他にも、こうした相続に関する法改正が段階的に施行されるので、これも追って紹介して行こう。




主には、亡くなった人の配偶者の権利を厚くしたり、介護などに貢献した親族の権利を明文化したりした。しっかりお伝えしていかななくてはね。

## 遺言書

私、ほたけきりは、別紙  
財産を次のとおり相続する


1. 財産(1)を、子 ほたけ  
きり子(平成25年1月(日生))に  
相続する。
2. 財産(2)を、孫 ほたけ  
きり男(平成30年2月(日生))に  
遺贈する。

平成31年1月13日

遺言者 ほたけ きり 

## 財産目録

- (1) 札幌市中央区大通西13丁目4番  
桐畑 100ヘクタール
- (2) 仮想通貨 きりこいん 100きり  
ID XXXX

貴言者 ほたけ きり 



これでばっちり!?



財産目録の「遺言者」の「遺」のしんによ  
うが抜けているよ!きりちゃん、補正!

## LGBTを知ろう

大阪の弁護士夫婦(ふうふ)南和行先生、吉田昌史先生のドキュメント映画(戸田ひかる監督)を観てきました。少数派で生きる様々な人と、その人たちによりそう二人の弁護士に密着。

実際の裁判や、日常生活を切り取り、主役の2人はもちろん、少ししか登場しないいわゆる少数派の人達や、その家族たち、人間味がじわりと染み出る暖かい素敵な映画でした。

日常生活において、「空気を読む」ことが大切で、「空気を読めない(読まない)」人を排除しがちな風潮が認められて久しいですが、互いに個人や多集団と異なる考えを尊重することが出来れば、「おかしい人」は「おもしろい人」になり、コミュニケーションが豊かになると、映画に出てくる様々な面白い人を見ていて羨ましくなりました。

## 司法書士会からの おしらせ

昨年10月からの生活保護基準の改定により、多数の世帯で保護費が引き下げられることになりました。保護費が減額となる世帯では、これまでの生活の見直しが必要となり、さらなる生活の困窮を感じることは容易に想像できます。そこで、生活保護電話相談会を下記の要領にて開催します。

### ☆生活保護電話相談会☆

開催日: 平成31年2月9日(土)  
開催時間: 午前10時~午後4時  
相談方法: 電話相談(相談料無料)  
相談電話番号: 0120-072-330  
※当日限ります

## 編集後記

みなさまにとって2018年はどんな年でしたでしょうか?私は生まれて初めて、震災を実感した年でした。

9月の地震の直後から数日間、電気が止まり、水も止まり、家には飲料水もそのまま食べられる食料もなく、携帯電話の充電も切れて何が起きているのかもわからず、本当に不安でした。

この地震以降、毎日お風呂に水を溜め、飲料水と缶詰を常備し、モバイルバッテリーを充電しておくようになりました。

災害への備えは、これで十分、ということはないのだと思いますが、電気・水・ガスが無くても、数日間自宅で過ごせるように備えておかなければいけないのだと実感した2018年でした。